

大芦川流域における生活環境等の保全に関する条例 パブリックコメント 回答

項目	意見	回答
目的	<p>人がたくさん来ていることをチャンスととらえ、環境整備を行うことで、迷惑行為を減らしつつ、市や地域の収益に結び付ける方が有意義な解決策であると思う。</p>	<p>すでに多くの川遊び客が訪れる大芦川という地域資源を活用して、地域の活性化に繋げていくことは重要な視点であると認識しています。</p> <p>そのため、本市としても、地域住民と川遊び客が共存できる河川空間の実現を理想的な将来像と捉え、これまで誘導と規制の適切なバランスが図られるようマナー啓発や臨時駐車場の開設などに取り組んできました。</p> <p>しかし、その上でも地域の受け入れられる容量を大きく超えてしまっており、地域住民の日常生活に多大な影響を及ぼしていることから、先行して喫緊の課題である生活環境の保全に対応するための条例制定を目指すこととしました。</p>
禁止行為	<p>地域住民の憩いの機会さえ奪うことになり賛同出来ない。</p>	<p>現状では川遊び客の大量流入により、地域住民の日常生活自体が脅かされていることから、住民自身も含めた規制となることについては理解をいただいています。</p>
	<p>地域からの苦情に対し、禁止条例で対応するのは安易である。</p>	<p>地域からの要望によって反射的に対応しているわけではなく、これまで地域の皆さんと協議を行いながら、啓発・清掃活動などに取り組んできましたが、さらなる改善に向けて条例の制定を図ることとしました。</p> <p>なお、大芦川全体を一律で禁止にする予定はありません。</p> <p>条例は、禁止区域・時間帯を細かく指定することができるつくりとし、決められた区域、時間帯でルールを守って川遊びをしていただける方向けのエリアも設定する予定です。</p>
	<p>既存の臨時駐車場の他に少数台ずつ沿線に分散した駐車場の整備が重要と考えます。</p> <p>大芦川沿線には駐車場候補地となれる可能性のある場所が点在している。</p> <p>駐車場を有料化することで維持費・管理費を捻出する必要がある。駐車料金や予約制によって、来訪者数を制御することも可能。有料のごみ捨て場、トイレを併設することで利用率の向上、環境保全に寄与できる。</p>	<p>対策当初から地域との協議により小規模な民間駐車場の運営を呼びかけ、個人や地域団体による来訪者向けの駐車場が増加してきています。</p> <p>臨時駐車場は、原則として有料化されており、トイレも併設した上で、利用料は運営費以外に地域の環境保全活動の原資としても活用されています。</p>

大芦川流域における生活環境等の保全に関する条例 パブリックコメント 回答

項目	意見	回答
禁止行為	<p>整備せずに締め出すのではなく、便利施設を整備することで環境保全を図る方法の方がより建設的である。迷惑行為を行う人は禁止されていても隠れて行うので、迷惑行為が隠蔽されてしまうより、便利施設を整備して隠蔽しなくても良い状況を作ることが必要。</p>	<p>本条例によって、一律で大芦川全域を規制することは想定しておらず、マナーを守った川遊び客と地域住民が共存できることを将来的な目的として定めており、便利施設の整備を否定するものではありません。</p> <p>しかし、便利施設を先行して整備した場合、便利施設を利用しない・できない川遊び客への対応も必要になってくるため、規制条例の施行とマナーを守った川遊び客の誘導先を並行して進めていくこととし、すでに臨時駐車場を整備したエリアについては、条例施行後も一部規制（夜間禁止）に留め、引き続き運営を行っていく予定です。</p>
保全区域の指定	<p>市民の意見を聞くだけでなく、専門家などによる調査をもとに区域を設定するべきと思う。</p>	<p>保全区域を指定する際は、大芦川流域における訪問者数等の統計情報に基づき、地域住民との意見交換を経て、有識者も含めた様々な立場の委員により構成される市の環境審議会にて協議いただき、その結果を踏まえて指定する予定です。</p>
罰則	<p>過料を科した場合、その過料の使用方法は明確にして欲しい。</p>	<p>過料は、特定の事業にのみ使用できる財源ではないため、予算書には掲載しませんが、市の歳入の一つとして、大芦川の観光公害対策に必要な事業に活用したいと考えております。</p>

大芦川流域における生活環境等の保全に関する条例 パブリックコメント 回答

項目	意見	回答
罰則	<p>例えば夜間の騒音に等しいものを条例として罰則の対象とする、ゴミに関しては既存の法律でも不法投棄として刑事罰に問うなど毅然とした対応を先に行うこと、周知することの方が先ではないか。</p> <p>現在も警察による見回りなどが行われていますが、成果が出ていないのであれば、禁止しても同じことなると思います。結果、マナー等を守る住民だけが締め出されるような結果になりやすいと思います。</p>	<p>既存の法令で禁止され、罰則が設けられている迷惑行為（ごみの不法投棄、屋外排泄、路上駐車など）については、以前から周知・指導を行っており、行為者が特定できる違法な路上駐車は、警察との連携により改善が図られてきました。</p> <p>そのため、本条例では既存の法令で禁止されていない又は罰則のない周辺的生活環境に影響を及ぼしやすい行為を禁止することとしました。</p>
禁止の例外	<p>担当する行政部署の許可を取った行為も許されるようにした方がよい。</p>	<p>本条例で規制エリアとなりうる大芦川の河川区域の許認可は、河川管理者である栃木県となります。</p> <p>河川管理者は河川法に基づく占用許可などの権限を有していますが、本条例で定める禁止行為については、許可制度を設けていないため、例外措置として想定していません。</p>
施行日	<p>条例案が未熟な状態だと思うので、施行日を設定することは無意味である。</p>	<p>パブリックコメントを実施するにあたって、条例が効力を発揮する施行日を設定し、公表することには意義があると考えています。</p>
大芦川流域	<p>2024年度からの条例が出来ることに賛成です。</p> <p>地元のみなさんのためと、大芦川の環境保全と、大芦川に遊びにきてくださるみなさんの安全のために必要だと思います。</p> <p>マナーを守っているみなさんもたくさんいますが、ルールを守らない人の行動が悪目立ちしていて、条例が無いとやりたい放題で、かなり迷惑しています。</p> <p>BBQ、花火、騒音の他に、民家の敷地内に勝手に入り駐車する行為なども対策があると良いかと思います。</p>	<p>私有地への無断駐車については、所有者の管理責任によるところが大きく、市の条例で対応することはなじまないものと考えています。</p> <p>しかし、実際に居住している民家の敷地内への無断駐車は、日常生活に大きく支障をきたすことから、取組当初から住民向けの掲示用チラシ等を配付し、予防支援を行ってきたところです。</p> <p>私有地への無断駐車の目的行為であるバーベキュー等を本条例により禁止することによって、間接的に抑止されるものと考えています。</p>

大芦川流域における生活環境等の保全に関する条例 パブリックコメント 回答

項目	意見	回答
目的	<p>例年、多くの川遊び客が訪れ、排泄物・廃棄物・騒音・路上駐車等の迷惑行為が問題となっており、近隣住民の困惑は計り知ず、この様な対策は必要不可欠と思います。</p>	<p>大芦川流域の住民の皆さんにとって、ご指摘の観光公害の対策は、喫緊の課題であると認識しています。</p> <p>これまで既存の法令による指導やマナー啓発によって一定の効果は得られましたが、これ以上の改善にはルール化が必要であると捉え、本条例の制定を目指すこととしました。</p> <p>引き続き、地域の皆さんの合意を得ながら、条例を適正に運用していくための取組を推進していきます。</p>